平成２６年（フ）第１２４号
群馬県沼田市上原町1586番地４スカイハイツ２Ｄ号
債務者　品川　　太
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜崎　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５号
新潟県燕市吉田西太田1182番地
債務者　近藤　キセ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
香川県小豆郡小豆島町坂手甲337番地
債務者　矢野　明枝
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富家佐也加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８号
北海道札幌市中央区宮の森４条５丁目３番21号
債務者　今井　賢二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第５４号
静岡県伊東市鎌田202―１大久保ひさご荘Ｄ号室、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1283番地の46
債務者　桐生　和喜
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　雅直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第６０１号
広島県東広島市西条町下三永354番地235
債務者　西田　隆子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
広島県廿日市市対厳山１丁目８番35号
債務者　中島　幸造
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８号
広島市中区江波南２丁目23番13―209号
債務者　脊戸　仁士
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５３号
高知市一宮西町４丁目23番20号
債務者　橋詰　伸一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
滋賀県長浜市岡谷町６番地
債務者　冨永　澄江
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第５号
福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前105番地の４
債務者　渡邉　英樹
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　三加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第２４号
愛媛県伊予郡松前町大字浜470番地
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
愛媛県伊予郡松前町大字浜470番地
債務者　髙橋たけみ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
愛媛県松山市土居田町58番地１　コーポラス砂山103号
債務者　黒川　裕志
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
福岡県田川郡福智町上野3679番地３
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽18番地４、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽1982番地１
債務者　山田　サチ
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
京都市山科区音羽前出町６番地１　音羽ハイツ205号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　文彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係